

I 監査の概要

1 監査の対象団体及び財政援助額

斑鳩町商工会の平成30年度から令和3年度までの決算及び令和4年度上半期（4月1日から9月30日まで）の財政援助に係る出納その他の事務の執行、並びに斑鳩町都市建設部都市創生課の財政援助に係る事務の執行について監査した。

斑鳩町商工会への補助金

平成30年度 1,900万9千円 (単位:千円)

事業名	補助金額
商工会運営補助金（町産業まつり分含む。）	8,100
商工会事業補助金（商工会まつり開催費用）	3,500
斑鳩竜田揚げ食べ歩きマップ発行事業補助金	1,500
斑鳩ブランド創造事業補助金	2,274
いかるがマルシェ補助金	2,235
ライティング事業補助金	1,400

令和元年度 2,726万1千円 (単位:千円)

事業名	補助金額
商工会運営補助金（町産業まつり分含む。）	8,100
商工会事業補助金（商工会まつり開催費用）	3,500
斑鳩ブランド創造事業補助金	1,086
斑鳩町プレミアム付商品券事業補助金	12,175
いかるがマルシェ補助金	1,700
ライティング事業補助金	700

令和2年度 1億7,800万4千円 (単位:千円)

事業名	補助金額
商工会運営補助金（町産業まつり分含む。）	8,100
商工会事業補助金（商工会まつり開催費用）	365
斑鳩ブランド創造事業補助金	1,000
斑鳩町 YOU&I クーポン券発行事業補助金	167,839
ライティング事業補助金	700

令和3年度 8,321万6千円 (単位:千円)

事業名	補助金額
商工会運営補助金（町産業まつり分含む。）	8,100
斑鳩町地域振興券発行事業補助金	74,316

斑鳩ブランド創造事業補助金	500
ライティング事業補助金	300

令和4年度 1億8,755万円（予定額）

（単位：千円）

事業名	補助金額
商工会運営補助金（町産業まつり分含む。）	8,100
商工会事業補助金（商工会まつり開催費用）	3,500
斑鳩町生活応援券発行事業補助金	173,150
斑鳩ブランド創造事業補助金	500
いかるがマルシェ補助金	2,000
ライティング事業補助金	300

2 監査の執行日

令和4年11月16日

3 監査した監査委員

佐伯知輝、中川靖広の2名により監査を執行した。

4 監査手続等

斑鳩町商工会の上記補助金に係る出納その他の事務の執行について、同団体から提出された関係資料及び提示のあった出納帳票その他証憑書類に基づいて、通常の監査手続及び必要と認めるその他の監査手続を実施した。

また、都市建設部都市創生課の上記補助金の支出に係る事務の執行について、同課から提示のあった関係書類等に基づいて、質問その他必要と認める監査手続を実施した。

なお、5日間の予備調査を実施した。

II 監査の結果等

1 対象団体の概要

わが国が高度成長期にあった昭和35年6月に、国民経済の健全な成長に寄与し町村商工業の改善発達を図ることを目的として、商工会の組織等に関する法律が施行された。斑鳩町においても、消費者の購買力が急速に拡大し始め大阪市など大都市との競争が強まる中、町内商工業者が経営の近代化を図るために斑鳩町商工会が

同年 11 月に設立された。

斑鳩町商工会定款によると、役員は会長 1 人、副会長 2 人、理事 20 人、監事 2 人の合計 25 人、また、顧問 1 人を置いている。総代の定数は 90 人、事務局職員は 4 人で、職員の人事異動は奈良県商工会連合会において行われている。

斑鳩町商工会の会員数は平成 30 年度末 416 人、令和元年度末 416 人、令和 2 年度末 432 人、令和 3 年度末 444 人と推移している。事業承継者及び新規創業者への経営支援等に努められ、令和 2 年度から増加している。

2 対象団体の監査の結果

斑鳩町商工会の上記補助金に係る出納その他の事務は、監査の実施した範囲において概ね適正に処理されているものと認められた。

3 町補助金の支出に対する監査の結果

都市建設部都市創生課における斑鳩町商工会に対する上記補助金の支出に係る事務については、適正に執行されているものと認められた。

4 対象団体の運営状況等

(1) 平成 30 年度から令和 3 年度までの収支決算について

町補助金のうち運営補助金 810 万円は、運営費の不足を補てんするためのものであることから、本監査は商工会運営費全般を監査対象とするものである。

平成 30 年度から令和 3 年度までの収支決算の年度別推移は、別表 1 に示すとおりであるが、各年度の繰越収支差額は約 200 万円から 400 万円の範囲で推移している。町補助金 1,160 万円（運営補助金 810 万円＋商工まつり補助金 350 万円）は 1 回目 460 万円、2 回目 350 万円、3 回目 200 万円、4 回目 150 万円に分割して受け入れている。2 回目の 350 万円は商工まつり補助金である。

はじめに、町補助金、運営補助金（町産業まつり分含む。）について、毎年 1 回目の交付が 5 月下旬から 6 月初旬となることから、資金繰りとして繰越金を活用しているが、町からの運営補助金については基本的には、毎年精算して残金があれば町へ返戻すべきではないかと考える。なお、平成 29 年度から商工会館東側の外壁に広告掲示板を設置して広告料収入が得られるように努力されているが、行政から運営補助金を受けず自己収入だけで運営している商工会もあるので、それらも参考に自己財源確保に向けた方策を今後もっと検討すべきである。

次に、事業費補助金（商工まつり）については、商工まつりは商工会青年部が

主催する事業のため、全額青年部の会計に繰り入れて執行している。また、斑鳩町商工会の収支決算には補助対象経費（350万円）の支出について計上されており、不足分は青年部会計より支出されている。なお、令和2年度及び令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため商工まつりを中止しているが、令和2年度では、斑鳩コロナに負けるな飲食店応援プロジェクトのPR事業を実施している。

次に、斑鳩町地域振興券発行事業補助金については、令和3年度に新型コロナウイルス感染症で影響を受けた住民生活への支援を行うため、住民1人あたり2,800円の地域振興券を配布したもので、発行総額に対する換金率は、93.13%で、補助金は7,431万6千円である。なお、当該事業の受託事業費は153万3千円である。

次に、斑鳩ブランド創造事業補助金については、斑鳩の地域資源を活かした生産物の中から、斑鳩らしい商品を「斑鳩ブランド」として創造し、発信することにより、商工業、農業、観光の振興を図り、地域経済の活性化に資することを目的に実施しているが、PR冊子・グッズ、リーフレット等の制作、駅構内の広告料、パンフレット・のぼりのデザイン委託料、商標出願・認定証などに要する費用として、平成30年度では227万4千円、令和元年度では108万6千円、令和2年度では100万円、令和3年度では50万円の補助金を受けている。

次に、斑鳩竜田揚げ食べ歩きマップ発行事業補助金については、斑鳩竜田揚げ食べ歩きマップを発行することによって、斑鳩町内における消費拡大及び地域経済の活性化を図ることを目的に実施しているが、町内でオリジナルの竜田揚げを提供する飲食店を紹介する食べ歩きマップ等の作成に要する費用として、平成30年度では150万円の補助金を受けている。

次に、斑鳩町プレミアム付商品券事業補助金については、令和元年10月から実施された消費税・地方消費税の引上げに伴い、低所得者及び子育て世帯の消費に与える影響の緩和、また地域における消費を喚起・下支えすることを目的に、斑鳩町プレミアム付商品券を令和元年10月1日から令和2年2月20日までの約5か月間の利用期間で発行された。プレミアム率は25%、購入限度額は1人あたり20,000円（プレミアム付商品券5冊）である。プレミアム商品券の利用額面総額に対する町プレミアム分の補助金は1,217万5千円で、令和元年度に補助を受けている。なお、商品券の作成、広報及び販売等に要する費用の受託事業費は919万8千円である。

次に、斑鳩町 YOU&I クーポン券発行事業補助金については、新型コロナウイルス

ルス感染症の地域経済活性化対策として、町民への生活支援と消費喚起による町内事業者の支援を図るため、町内の全世帯に生活支援クーポン券を第1弾では、1世帯あたり3,000円、第2弾では1世帯あたり12,000円を配布した。発行総額に対する換金率は、第1弾86.3%、第2弾94.97%で、補助金は1億6,783万9千円である。なお、クーポン券の作成、広報及び販売等に要する受託事業費は、第1弾96万6千円、第2弾251万6千円、計348万2千円である。

次に、いかるがマルシェ補助金については、いかるがマルシェは平成29年度から町商工会青年部主催で実施しているが、地域に愛されるイベントを企画・運営し、町内の方には「斑鳩に住んで良かった」町外の方には「斑鳩町に住んでみたい」と思ってもらえるような斑鳩町の魅力を発信することを目的としている。テント設営費、水道設備・仮設トイレ、看板・ポスター・チラシ制作費、警備費等で平成30年度では223万5千円、令和元年度では、170万円の補助金を受けている。

次に、ライティング事業補助金については、地域住民に世界遺産のある町斑鳩を再認識していただくため、平成30年度からJR法隆寺駅北口周辺にLEDイルミネーション装飾、法隆寺参道松並木にLEDライトを設置し、世界遺産25周年を情報発信、アピールすることを目的としている。チラシ・商品券印刷、イルミネーションポスターパネル・ライトアップ機材、電源工事等で、平成30年度では140万円、令和元年度及び令和2年度では70万円、令和3年度では30万円の補助金を受けている。

また、令和4年度においても、運営補助金810万円、商工まつり補助金350万円、生活応援券発行事業補助金として1億7,315万円（概算払）、いかるがブランド推進事業補助金50万円、いかるがマルシェ補助金200万円の交付を受けている。

(2) 平成30年度から令和3年度までの貸借対照表の比較について

平成30年度から令和3年度までの貸借対照表を年度別に示したものが別表2である。資産合計は平成30年度1億2,670万7千円、令和元年度1億3,110万2千円、令和2年度1億3,307万9千円、令和3年度1億3,389万6千円で総額ではほとんど増減はない。そこで令和3年度とその前年度（令和2年度）で変動が大きいものなどについて触れておく。

まず、I.資産の部の内、1.流動資産の預金であるが、令和3年度は前年度に比べ412万5千円の増となっている。令和3年度商工まつり中止に伴う事業費(350

万円) を令和4年5月6日、町へ返戻したことが主な要因である。

次に、同じく流動資産の未収金であるが、令和3年度は前年度に比べ172万7千円の減となっている。令和2年度奈良県産業施策推進事業補助金(173万5千円)が、令和3年5月27日に納入されたことが主な要因である。

次に、2. 引当資産の資産維持管理引当預金であるが、令和3年度は前年度に比べ167万円の減となっている。商工会館1階事務所及び3階会議室のエアコン改修工事に要する費用(230万円)を支出したことが主な要因である。

次に、3. 固定資産の土地であるが、令和3年度において、商工会館南側駐車場用地の一角(14㎡、35万円)を取得している。

次に、同じく固定資産の器具備品であるが、令和3年度は前年度に比べ75万3千円減少していることについては、上記エアコン改修に伴うものである。

Ⅲ 報告書に添える意見

(1) 重要な書類の保管について

斑鳩町商工会においては、令和2年度に斑鳩町 You&I クーポン券第1弾・第2弾発行事業、令和3年度に斑鳩町地域振興券発行事業を行っている。この事業は斑鳩町がクーポン券又は地域振興券(以下、クーポン券等という。)を住民に発行し、住民が取扱店舗で買物等をし、クーポン券等を使用するものである。取扱店舗は、使用されたクーポン券等を申請書に添えて商工会に提出し代金が振込まれるものである。

令和4年11月16日の商工会の監査当日において、取扱店舗の申請書と添付されたクーポン券等の確認を求めたところ、添付されたクーポン券等の現物がなくコピーもなかった。クーポン券等の現物をどうしたのかと聞いたところ、前日の令和4年11月15日に廃棄処分しましたという回答を受け、その後その廃棄の書類を確認した。

従って、上記のクーポン券等の発行事業の取扱店舗の申請書とクーポン券等の現物とを照合する監査はすることはできなかった。

財政援助団体等監査を執行するにあたっては、事前に監査の範囲や提出書類等を定めた文書通知をしているところであるが、上記のように監査対象期間の証憑関係書類で、監査執行前日に廃棄処分されているものがあり、積算根拠を正確に確認することができなかったものが一部あった。

このようなことから、商工会は、重要な書類について保存年限を定め、重要な

書類を廃棄する場合は委託先に確認すべきである旨指摘したところ、町の監査及び国の検査等に必要事業期間は保管するようとするとの回答を得た。

(2) 役員会費を徴収していることについて

一般会費の他に定款や運営規約に規定されていない役員会費を徴収していることについて指摘したところ、役員会費については、廃止する方向で検討しており、令和5年3月開催の理事会で協議する予定である旨の回答を得た。

(3) 青年部、女性部の予算執行について

予算を上回る支出を補正又は流用等の措置をせず決算していることについて指摘したところ、原則として予算科目の流用又は予備費の使用で処理し、新規事業など当初に予測できない場合は、特別会計を設けるなどして処理する旨の回答を得た。

(4) 加入金の勘定の仕方（時期等）について

加入金の勘定の仕方が口頭の場合でも可能とするなど、加入金の取扱いが取り決めされていないことについて指摘したところ、加入金の計上については、理事会において加入を承諾した日の属する年度の収入として計上する旨の回答を得た。

(5) 日付、明細等の無い領収書等について

契約書、請求書及び領収書等の証憑書類について、日付の無いものや明細が無いものが散見されたことについて指摘したところ、日付の無い書類についてはきちんと補正し、明細書については、追加で添付する旨の回答を得た。

(6) 商工会の書類の中に他団体の書類が混在していることについて

平成30年度のライティング事業関係書類を確認したところ、商工会の書類の他に、駅前北口商店街が保管すべき書類が混在しており、区分するよう指摘したところ、明確に区分する旨の回答を得た。

(7) 受託料（手数料）収入を商工会規約等で明確に規定されていないことについて

商工会法第12条には、「商工会は、定款で定めるところにより、手数料及び使

用料を徴収することができる。」と規定されており、斑鳩町商工会定款第 63 条において、総代会の議決を経て斑鳩町商工会運営規約第 12 章第 42 条（手数料）及び第 43 条（使用料）に、手数料（受託料含む。）及び使用料について定め、別表 3 に定める手数料、別表 4・5 に定める使用料を徴収することができる」と規定されている。

斑鳩町からのプレミアム付商品券発行事業、You&I クーポン券発行事業及び地域振興券発行事業に係る受託料（手数料）収入については、商工会規約第 42 条では明確に規定されていない状況となっていることから是正が必要であると考えます。

なお、他の商工会の規定の例としては次の通り規定されている。

「他団体からの事務委託関係」…「事務委託契約に基づく金額とする。」

「その他の事務代行関係」…「その事業内容を判断し、会長が定める。」

上記について指摘したところ、他団体や事業者等からの事務委託関係については、事務委託契約に基づく金額とし、その他の事務代行関係については、その事業内容を判断したうえで、運営規約第 42 条及び別表 3 に追加記載して承認を踏むことで検討する。ただし、特定事業の実施に要する経費を支弁するために徴収する金銭については、運営規約第 5 条に規定する特別賦課金として計上することで検討する旨の回答を得た。

（8）発注金額が高額なものは合見積りを取ることにについて

発注金額が高額なものについては、少なくとも合見積りはとるべきとの指摘をしたところ、金額が 130 万円以上の場合は、原則として入札を行うこととし、10 万円以上の場合は、原則として 3 者以上から見積書を取って選定する。ただし、事業内容の性質上、合見積りを取ることが困難な場合は、選定理由書を作成などして報告することとする旨の回答を得た。

※本報告書の金額は、千円未満を四捨五入しているため、合計又は差引きと一致しない場合がある。